

○さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年条例第20号）

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置による住民の生活環境の障害を防止するため必要な事項を定めることにより、その良好な環境の保持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 生活環境 公共の場所における人若しくは物の移動又は災害の防止等の活動が、円滑に行われるために必要な公共空間の維持及び美観の状態をいう。
- (3) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (4) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- (5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (6) 放置 自転車等の利用者が自転車等駐車場以外の場所に当該自転車等を置き、当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、地域の自転車等の利用の状況を勘案し、自転車等駐車場の設置、自転車等の放置の防止に関する指導及び啓発その他の自転車等の放置の防止に関する対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市長は、前項の施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察署、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。

（自転車等の利用者等の責務）

第4条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

2 自転車等の利用者等は、当該自転車等の見やすいところに住所及び氏名を明記するなど自転車等の利用者等が確認できる表示をしなければならない。

3 自転車の利用者等は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車安全対策法」という。）第12条第3項の規定により国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。

（施設の設置者の責務）

第5条 官公署、学校、図書館、公会堂等の公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用のために必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、第10条の規定により市長が講ずる措置について協力するとともに、市長と協議して自ら放置自転車等の整理等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の協力)

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、その利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長の実施する自転車等の放置の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車等の小売を業とする者の協力)

第7条 自転車等の小売を業とする者は、市長の実施する自転車等の放置の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車等放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、放置された自転車等が大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれがある公共の場所について、住民の生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所を含む地域を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、当該地域の周辺における自転車等駐車場の設置状況を勘案するものとする。

3 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、さいたま市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、放置禁止区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更)

第9条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、放置禁止区域の変更について準用する。

(放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等が放置され、他の手段によっては住民の生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するに当たり、ワイヤー錠等の切断その他の撤

去のために必要な措置を要するときは、当該措置を講ずることができる。この場合において、市は、当該措置によって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

3 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置され、住民の生活環境が脅かされていると認められるときは、当該自転車等を整理するなど必要な措置を講ずることができる。

4 市長は、第1項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管するものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 市長から前条の規定による権限を行使するよう命ぜられた職員は、その権限を執行する場合においては、その身分を示す腕章を着用するほか、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(保管した自転車等の処置)

第12条 市長は、第10条第4項の規定により保管した自転車等について、規則で定める事項を一定期間公示しなければならない。この場合において、市長は、当該自転車等の利用者等の確認に努めるとともに、利用者等が確認できた自転車等については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

2 市長は、第10条第4項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から30日を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

3 前項の場合において、市長は、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等の廃棄等の処分をすることができる。

4 第1項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第10条第4項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、自転車安全対策法第6条第4項の規定により市に帰属する。

(費用の徴収)

第13条 市長は、第10条第1項の規定による自転車等の撤去、同条第4項の規定による保管、前条第2項の規定による自転車等の売却その他の措置に要した費用として別表に定める額を当該自転車等の利用者等から徴収することができる。ただし、当該自転車等の利用者等が自転車等の撤去前に警察署長に盗難届を提出した場合その他市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(自転車等駐車対策協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、自転車安全対策法第7条第1項に規定する総合計画その他の自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市自転車等駐車対策協議会

(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員24人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員5人以内を置くことができる。
- 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市自転車放置防止条例(昭和58年浦和市条例第16号)、大宮市自転車等放置防止条例(昭和57年大宮市条例第40号)又は与野市自転車放置防止条例(昭和59年与野市条例第43号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により徴収することができるとされた措置に要した費用は、第13条に規定する措置に要した費用とみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市自転車放置防止条例(平成4年岩槻市条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第13条関係)

区分	費用
自転車	1台につき 1,000円
原動機付自転車	1台につき 2,000円